

障支第17号
令和6年4月4日

各障害者支援施設 施設長 様
各障害福祉サービス（通所）事業所 管理者 様

埼玉県福祉部障害者支援課長
高橋 良治（公印省略）

令和6年度「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について（依頼）

本県の障害福祉行政につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、令和6年度の「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」（以下、「体制届」）等の提出については、下記のとおり御対応いただくようお願いいたします。

記

1 対象施設・事業所

（1）提出必須のサービス

①就労継続支援A型

就労継続支援A型サービス費は、利用定員、人員配置及び「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法」（スコア告示）により算出する評価点（スコア）区分に応じ算定されます。区分の届出は、スコアの詳細と併せて、毎年度県に提出する必要があるため、令和5年度の体制状況から変更がない場合であっても、体制届を御提出ください。

②生活介護

令和6年度報酬改定において基本報酬の定員区分が細分化される等の変更があったため、生活介護を提供している事業所は必ず体制届を御提出ください。

③施設入所支援

令和6年度報酬改定において基本報酬の定員区分が細分化される等の変更があったため、施設入所支援を提供している事業所は必ず体制届を御提出ください。

（2）上記（1）以外のサービス

体制状況等一覧（別紙1）の内容に変更がある場合のみ、体制届を御提出ください。

※令和5年度中に県へ届出済みの体制状況から変更のない事業所は、届出不要です。

勤務形態一覧表上の職員変更があっても、人員配置区分が同じ場合は届出不要です。

2 提出書類

【各サービス共通で提出するもの】

- (1) 様式第5号 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 別紙 変更する項目のみ、変更前後の体制状況を記載
- (3) 別紙1 介護給付費等の算定に係る体制状況等一覧
- (4) 別紙2 勤務形態一覧表（令和6年4月分）

【必要に応じて提出するもの】

- (5) 別紙3～ 各サービスの基本報酬、加算に係る別紙等

3 提出方法（電子申請システム）

電子申請URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=62111

- (1) ファイル名は「事業所番号+事業所名+体制届」としてください。

例) 事業所番号が1111234567、事業所名が「生活介護事業所さいたまっち」の場合、
ファイル名は「111123456 生活介護事業所さいたまっち体制届」としてください。

- (2) ファイルは1つのPDFファイルにまとめてください（証明書等添付書類も含む）。

※電子申請システムは「利用者登録せずに申し込む方はこちら」から申請できます。

4 留意事項

- (1) 体制届の記載内容に誤りがあると、正しい給付費の請求ができません。

提出された体制届の記載内容は、そのまま登録されますのでご注意ください。

- (2) 提出書類の「別紙」について

体制等状況のうち、変更する部分のみ御記入ください。

- (3) 提出書類の「別紙1」について

提供しているサービスのすべての項目について、選択肢に丸をつけるか、選択肢から一つ選んで記入するか、いずれかの方法で体制状況をお示しください。

例) 加算「なし」の場合は、「なし」に丸をつけるか、「なし」と記入してください。

- (4) 前年度の平均利用者数について

前年度の平均利用者数に応じて、人員配置の必要数が変わります。人員欠如となっていないか、加算の要件を満たしているか、必ず確認してください。

- (5) 福祉・介護職員処遇改善加算等の取得について

福祉・介護職員処遇改善加算等を取得する場合、体制届に加えて、令和6年度処遇改善計画書の提出が必要です。令和6年4月から取得する場合、令和6年4月15日（月）までに計画書を電子申請システムにて御提出ください。

提出前に、体制届の処遇改善加算区分と、処遇改善計画書の内容が整合しているか、必ず御確認ください。なお、処遇改善計画書の提出先URLは、上記体制届のURLとは異なりますので御注意ください。

なお、令和6年6月からの処遇改善加算に係る体制届及び計画書の提出締切は、令和6年6月14日を予定しています。

5 提出期限（令和6年4月分）

令和6年4月15日（月）必着

6 その他

(1) 利用日数の特例の適用を受ける施設・事業所について

令和6年度に利用日数に係る特例の適用を受ける場合は、体制届と併せて利用日数に係る届出書を提出してください。

(2) 体制届の提出時期について

令和6年4月の体制届及び令和6年6月の処遇改善加算に係る体制届以外の届出締切は以下のとおりです。

①新たに加算を算定（追加）する場合

毎月15日までに提出すれば、翌月のサービス提供分から適用開始

例：5月15日までの提出の場合、6月サービス提供分（7月請求）から適用

②加算要件を満たさなくなった場合

直ちに提出し、要件を満たさなくなった月から適用開始

担 当：施設支援担当

電 話：048-830-3314

FAX：048-830-4783